

令和7・8年度栃木県入札参加資格審査
申請（建設工事、測量・建設コンサルタント等）
の概要について



栃木県県土整備部監理課

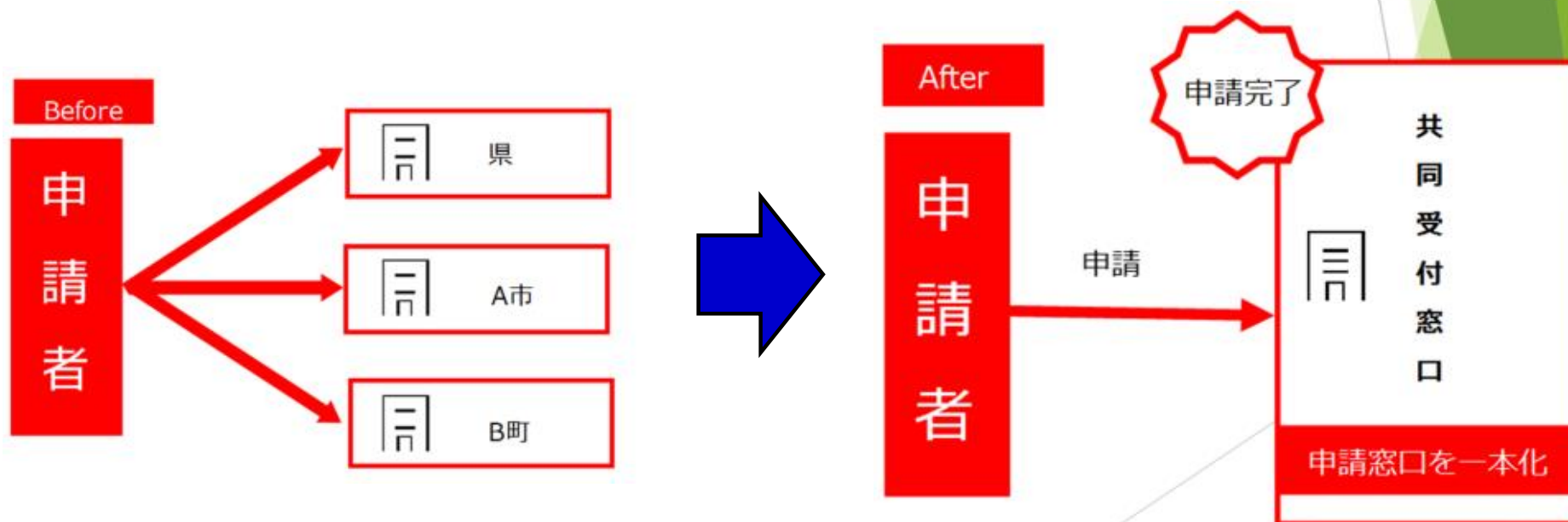
レジュメ

1 県と20市町による共同受付

- 2 申請の受付期間及び申請方法
- 3 申請の対象者
- 4 建設工事における評価事項
- 5 入札参加資格の有効期間
- 6 申請区分の一覧
- 7 県から市町への申請データの提供について
- 8 電子申請手続きの注意点について

1 県と20市町による共同受付

- ▶ 令和7・8年度の入札参加資格審査においても、県及び20市町による共同受付を実施。
(今回から新たに茂木町・塩谷町・那珂川町が参加)
- ▶ 受付窓口を統一することで申請者の負担を軽減



1 県と20市町による共同受付

県・市町への申請方法まとめ

申請等の内容	県	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市	真岡市	矢板市	さくら市	下野市	上三川町	益子町	茂木町	市貝町	芳賀町	壬生町	野木町	塩谷町	高根沢町	那珂川町
定期申請	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
随時申請	○	○	斜線	斜線	○	斜線	○	○	○	○	○	斜線	○	斜線	斜線	斜線	●	斜線	斜線	○	斜線
中間申請	斜線	斜線	●	●	斜線	●	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	●	斜線	斜線	斜線	●	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線
変更届	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

○: 共同受付利用可能 ●: 共同受付利用不可、市町別申請 斜線: 該当手続き無し

1 県と20市町による共同受付

※注意

- ・ 共同受付に不参加の5市町（宇都宮市、大田原市、那須塩原市、那須烏山市、那須町）に対しては、**従来どおりの申請手続き（市町宛て申請）が必要**

レジュメ

- 1 県と20市町による共同受付
- 2 申請の受付期間及び申請方法**
- 3 申請の対象者
- 4 建設工事における評価事項
- 5 入札参加資格の有効期間
- 6 申請区分の一覧
- 7 県から市町への申請データの提供について
- 8 電子申請手続きの注意点について

2 申請の受付期間及び申請の方法

(1) 受付期間

県内外の別	建設工事	測量・建設コンサルタント等
県内業者	10月21日(月) ～11月8日(金)	10月1日(火) ～10月18日(金)
県外業者	11月4日(月) ～11月22日(金)	

2 申請の受付期間及び申請の方法

(2) 申請の方法

- ① “**栃木県電子申請システム**”に掲載する所定の申請様式を用いて、県が指定する期間内に電子申請。
 - ② 電子申請後、指定された日までに「**共通書類**」及び「**市町別提出書類**」を共同受付窓口（栃木県）へ発送。
- ✓ 栃木県電子申請システムから申請いただけない場合は入札参加資格を認定できません。

レジュメ

- 1 県と20市町による共同受付
- 2 申請の受付期間及び申請方法
- 3 申請の対象者**
- 4 建設工事における評価事項
- 5 入札参加資格の有効期間
- 6 申請区分の一覧
- 7 県から市町への申請データの提供について
- 8 電子申請手続きの注意点について

3 申請の対象者

(1) 建設工事・コンサル等共通

自治令第167条の4第1項に該当しないこと

- ・ 契約を締結する能力を有しない者、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員等に該当しないこと。
- ・ 申請書にある該当しない旨の誓約文で確認します。

自治令第167条の4第2項に該当しないこと

- ・ 競争入札・契約での不正行為、契約不履行、契約締結妨害などを行った者に該当しないこと。
- ・ 申請書にある該当しない旨の誓約文で確認します。

3 申請の対象者

(1) 建設工事・コンサル等共通

国税、県税に未納がないこと

【県内業者】

- ・県税全税目（地方消費税を含む。）に未納がないこと。
 - ・納税証明書の提出が必要。（写し可）
 - ア 県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県提出用）
 - イ 税務署で発行する消費税及び地方消費税納税証明書（個人用が「その3の2」、法人用が「その3の3」）
- ※「その1」では受付不可。

3 申請の対象者

(1) 建設工事・コンサル等共通

国税、県税に未納がないこと

【県外業者】

- ・法人は法人税及び消費税に、個人は申告所得税及び消費税に未納がないこと。

- ・納税証明書の提出が必要。(写し可)

税務署で発行する消費税及び地方消費税納税証明書
(個人用が「その3の2」、法人用が「その3の3」)

※「その1」では受付不可。

※県外業者で栃木県に納税義務を有する場合は、県税の全税目について未納がないこと。

県税事務所で発行する全税目の納税証明書(県提出用)

3 申請の対象者

(1) 建設工事・コンサル等共通

国税、県税に未納がないこと

(補足)

・共同受付参加機関(県内20市町)に申請する場合は、申請先市町の市税又は町税について未納がないことが必要です。

3 申請の対象者

(1) 建設工事・コンサル等共通

虚偽記載等がないこと

- ・次のいずれかに該当する場合は、申請を受理しません。
- ✓ ア 令和7年度及び令和8年度栃木県建設工事入札参加資格審査の申請において、重要な事項について虚偽の入力をした者、又は重要な事実について入力をしなかった者
- ✓ イ アの申請に際し、送信する工事経歴書等に係るデータ中重要な事項について虚偽の記録をした者、又は重要な事実について記録をしなかった者
- ✓ ウ アの申請に係るその他提出書類中重要な事項について虚偽の記載をした者、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ・上記の件について、申請書の冒頭で誓約いただきます。

3 申請の対象者

(2) 建設工事のみ

建設業の許可を受けていること

- ・建設業法第3条による、申請日現在で有効な許可を受けていること。

3 申請の対象者

(2) 建設工事のみ

経営事項審査を受け、申請日において有効な総合評定値の通知を受けていること

- ・建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受審し、入札参加資格の申請日において有効な総合評定値(P)の通知を受けていること。
- ・経審結果通知書の提出が必要

※注意

- ・経営事項審査の結果通知が手元に届いていることが必要
- ・今年度の受付に限り、経過措置の適用あり(後掲)

3 申請の対象者

(2) 建設工事のみ

**経営事項審査を受け、申請日において有効な
総合評定値の通知を受けていること**

従来：令和5年8月～令和6年7月の審査基準日の
経営事項審査の総合評定値の通知書を提出

今回：申請日時点で有効な直近の
経営事項審査の総合評定値の通知書を提出
(今年度の受付に限り、経過措置あり)

3 申請の対象者

(2) 建設工事のみ

経営事項審査を受け、申請日において有効な総合評定値の通知を受けていること

○経過措置

次の要件を全て満たしている場合に限り、申請日において経営事項審査の総合評定値の通知書が手元に届いていない場合でも、例外的に当該審査基準日の経営事項審査の総合評定値をもって申請することを認めます。

1. 電子申請システムでの申請時に、経過措置の適用を希望する旨記載していること。（後掲）
2. 審査基準日が令和6(2024)年7月31日までであること。
3. 当該審査基準日の経営事項審査を令和6(2024)年12月までに受審していること。

3 申請の対象者

(2) 建設工事のみ

次に定める届出の義務を履行していないものでないこと

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

ただし、届出の義務がない者(適用除外)は除く。

※有効な経営事項審査結果通知書の提出にて確認します。

(申請までに有効な経営事項審査結果通知書がない場合、領収書等を御提出ください。)

3 申請の対象者

(3) 測量・建設コンサルタント等のみ

経営状態が著しく不健全であると認められないこと

- ・債務超過等で経営状態が著しく不健全であり、事業の継続が困難であることが明白であると認められる場合は、入札参加資格を認定できません。

営業に関し、法律上必要とする資格を有していること

- ・測量業務を希望する場合の測量業者の登録、建築関係建設コンサルタントを希望する場合の建築士事務所の登録 等
- ・登録証又は登録証明書の写しの提出が必要。

レジュメ

- 1 県と20市町による共同受付
- 2 申請の受付期間及び申請方法
- 3 申請の対象者
- 4 建設工事における評価事項**
- 5 入札参加資格の有効期間
- 6 申請区分の一覧
- 7 県から市町への申請データの提供について
- 8 電子申請手続きの注意点について

4 建設工事における評価事項

総合点数＝経営事項審査評価点数＋技術評価点数

＜経営事項審査評価点数＞

3(1)④の総合評定値(P)

＜技術評価点数＞

- ① 県発注工事の工事实績
- ② 栃木県優良建設工事表彰要綱に基づく優良建設工事表彰受賞歴
- ③ 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく文書注意及び指名停止の措置状況
- ④ 障害者の雇用に関する状況
- ⑤ 保護観察対象者等の雇用協力の状況
- ⑥ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等の有無
- ⑦ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等の有無、又は県が実施する「男女生き生き企業」認定制度に基づく認定の有無
- ⑧ 若者雇用促進法に基づく基準に適合する事業主の認定の有無
- ⑨ 建設会社における災害時の基礎的事業継続力認定の有無(BCP関係)
- ⑩ 従業員の消防団加入・活動状況
- ⑪ 建設業労働災害防止協会の加入の有無
- ⑫ とちぎ健康経営事業所又は健康経営優良法人の認定の有無

レジュメ

- 1 県と20市町による共同受付
- 2 申請の受付期間及び申請方法
- 3 申請の対象者
- 4 建設工事における評価事項
- 5 入札参加資格の有効期間**
- 6 申請区分の一覧
- 7 県から市町への申請データの提供について
- 8 電子申請手続きの注意点について

5 入札参加資格の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

※入札参加資格の認定通知書は3月末日頃に郵送
(県の場合)

※各市町の認定通知書の有無、発送の時期等については、申請先のホームページ等で別途ご確認ください。

レジュメ

- 1 県と20市町による共同受付
- 2 申請の受付期間及び申請方法
- 3 申請の対象者
- 4 建設工事における評価事項
- 5 入札参加資格の有効期間
- 6 申請区分の一覧**
- 7 県から市町への申請データの提供について
- 8 電子申請手続きの注意点について

6 申請区分の一覧

①建設工事、②測量・建設コンサルタント等、③草刈業務・側溝清掃業務

No.	申請の種類	必要となる電子申請（申請様式）	備考
1	① + ② + ③	「建設工事」 「測量建設コンサルタント等」	③は「測量・建設コンサルタント等」の様式で申請
2	① + ②	「建設工事」 「測量建設コンサルタント等」	
3	① + ③	「建設工事」	
4	①	「建設工事」	
5	② + ③	「測量建設コンサルタント等」	
6	②	「測量建設コンサルタント等」	
7	③	「測量建設コンサルタント等」	③のみ申請する場合は、「建設工事」では申請不可

レジュメ

- 1 県と20市町による共同受付
- 2 申請の受付期間及び申請方法
- 3 申請の対象者
- 4 建設工事における評価事項
- 5 入札参加資格の有効期間
- 6 申請区分の一覧
- 7 県から市町への申請データの提供について**
- 8 電子申請手続きの注意点について

7 県から市町への申請データの提供について

- ・共同受付参加市町等に申請データを提供します。
- ・共同受付を実施しない市町へのデータ提供に同意しない場合は、その旨を記載した申出書（任意様式）を申請書類に同封して御提出ください。
- ・共同受付を実施しない5市町（宇都宮市、大田原市、那須塩原市、那須烏山市、那須町）については、個別に申請が必要です。（再掲）

レジュメ

- 1 県と20市町による共同受付
- 2 申請の受付期間及び申請方法
- 3 申請の対象者
- 4 建設工事における評価事項
- 5 入札参加資格の有効期間
- 6 申請区分の一覧
- 7 県から市町への申請データの提供について
- 8 電子申請手続きの注意点について**

8 電子申請手続きの注意点について

○経過措置の適用を希望する場合について

電子申請システムで申請する際に、下記の対応を必ず行ってください。
なお、この処理を失念されますと、経過措置の適用は認められないので十分に注意してください。

経営事項審査基準日	申請日時点で有効な直近の経営事項審査の審査基準日を入力してください。 点数に関係する項目ですので、慎重に入力してください。 ※ 令和 ▾ □ 年 □ 月 □ 日
経過措置の適用希望	<p>令和7・8年度の入札参加資格の申請に限り、下記の要件を満たす場合に、経過措置の適用を受けることができます。 経過措置の適用を希望する場合には、下記のチェックボックスにチェックを入れてください。 ※チェックボックスにチェックが入っていない場合、経過措置の適用は認められないので十分に御留意願います。</p> <p>【経過措置の適用条件】</p> <ul style="list-style-type: none">・令和6年7月31日までに審査基準・令和6年12月末までに経営事項審査を受ける見込みであること。 <p><input type="checkbox"/> 経過措置の適用を希望する</p>

経過措置の適用を希望する
にチェック☑を入れる

8 電子申請手続きの注意点について

① **電子申請開始後60分以内に入力。**

→ 60分を過ぎると自動的にデータが消去されます。

② **入力後に出力可能となるPDF申請書の印刷。**

→ 印刷を失念した場合は再出力が可能です。

③ **「申請の手引き」で綴じ込み方法を確認。**

④ **別送書類は特定記録郵便、簡易書留、レターパックのいずれかの方法で共同受付窓口へ送付。**

8 電子申請手続きの注意点について

その他①

書類の到達が確認できる方法(特定記録、簡易書留、レターパックのいずれか)で申請書及び確認書類を提出いただきますので、“受付確認を目的とした返信用のはがき”等を同封いただきましても返送はいたしませんので御了承ください。

8 電子申請手続きの注意点について

その他②

電子申請に係る“操作マニュアル”を栃木県のホームページで掲載いたしますのでご活用ください。

8 電子申請手続きの注意点について

その他③

申請者による申請の誤りや入力漏れに関しては、県では一切責任を負いません（申請内容に誤りがあったため審査をやり直して欲しい等の対応は一切行いません）。

- 申請にあたっては、県HPに掲載されている
- ・申請の手引
 - ・電子申請システム操作マニュアル
- を十分に確認して申請してください。

○入札参加資格申請に関してはこちらを確認してください。

栃木県／一般競争（指名競争）参加資格審査申請について（令和7(2025)・8(2026)年度定期受付） (tochigi.lg.jp)



ご清聴ありがとうございました。

